

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月15日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	ソレイジア・ファーマ株式会社
【英訳名】	Solasia Pharma K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 好裕
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【電話番号】	03-5843-8046
【事務連絡者氏名】	経理部長 鳶田 康光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【電話番号】	03-5843-8046
【事務連絡者氏名】	経理部長 鳶田 康光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期 連結累計期間	第17期 第1四半期 連結累計期間	第16期
会計期間	自2023年1月1日 至2023年3月31日	自2024年1月1日 至2024年3月31日	自2023年1月1日 至2023年12月31日
売上収益 (百万円)	220	11	617
税引前四半期(当期)利益(損失) (百万円)	247	318	1,135
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(損失) (百万円)	241	310	1,112
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)包括利益 (百万円)	237	300	1,103
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	2,424	1,823	1,875
総資産額 (百万円)	2,989	2,708	2,229
基本的1株当たり四半期(当期)利益(損失) (円)	1.44	1.78	6.62
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(損失) (円)	1.44	1.78	6.62
親会社所有者帰属持分比率 (%)	81.1	67.3	84.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	223	164	359
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	0	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12	743	275
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	1,016	1,319	728

(注) 1. 当社グループは要約四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移は記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。
3. 第11期第4四半期より、株式給付信託(J-ESOP)を導入し、信託が保有する当社株式を要約四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する自己株式を基本的1株当たり四半期(当期)利益(損失)及び希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(損失)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(損失)は、ストックオプション、株式給付信託が逆希薄化効果を有するため、基本的1株当たり四半期(当期)利益(損失)と同額にて表示しています。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

当第1四半期連結累計期間の経営成績及び分析は次のとおりです。

#### (1) 業績の状況

##### 経営成績

	前第1四半期 連結累計期間(百万円)	当第1四半期 連結累計期間(百万円)	前年同期比(百万円)
売上収益	220	11	208
売上総利益	128	0	127
営業利益(損失)	245	307	62
四半期利益(損失)	241	310	69

当社グループは、販売開始済3製品を含むがん領域医薬品パイプラインの拡充及び育成を中心に事業運営を図っており、当第1四半期連結累計期間は主に以下の事業活動に務めてまいりました。

#### [ 開発完了した販売開始済製品 ]

Sancuso® (効能・効果：がん化学療法に伴う悪心・嘔吐)

エピシル®(使用目的：がん等の化学療法や放射線療法に伴う口内炎で生じる口腔内疼痛の管理及び緩和)

・中国販売を中心とするSancuso®(SP-01)及びエピシル®(SP-03)は、原価低減目的による製造所移管作業による影響により製品出荷に制約が生じ、前年度を大幅に下回る水準となりました。

ダルピアス® (効能・効果：再発又は難治性の末梢性T細胞リンパ腫)

・2022年に日本で承認され、販売が開始されています。

・現在、再発又は難治性の末梢性T細胞リンパ腫に引き続く、他のがん種への適応拡大検討を行っております。また本製品の海外権利導出活動も行っております。

#### [ 非臨床試験段階の開発品 ]

SP-04(予定する効能・効果：がん化学療法に伴う末梢神経障害)

・大腸がん患者におけるオキサリプラチンを含む多剤化学療法に起因する末梢神経障害を対象とした、日本を含む国際共同第 相臨床試験の結果に鑑み、当該対象の開発を留保し、タキサン製剤に起因する末梢神経障害を対象とした開発の可能性を探索するため追加の動物試験を実施しております。これまでの動物試験結果で得られた情報をもとに導入元Egetis社と協力して新たな動物試験を日本で実施しています。

SP-05(予定する効能・効果：フルオロウラシルの抗腫瘍効果増強)

・大腸がん患者を対象とした、日本を含む国際共同第 相臨床試験(AGENT試験)の最終結果として、主要評価項目及び重要な副次評価項目で統計学的に有意な結果を示さなかったことが2022年に判明し、当社は開発を停止し、また、無形資産の減損処理を行いました。

・本開発品の権利導入元であるIsofol社は、SP-05の臨床開発再開を念頭に、2023年よりAGENT試験結果の詳細な解析と新たな非臨床試験を実施しており、これらの全般的な評価はSP-05(arfolitixorin)がAGENT試験で使用されたものとは異なる用量及び用法で臨床効果が認められることを示していると結論付けました。

・この結論を受け、Isofol社は2024年2月に同社取締役会において、SP-05の新たな開発プログラムを準備し、可能な限り早期に新たな臨床試験を開始することを決定いたしました。また本決定と合わせて、新用法・用量を用いたSP-05の臨床効果を標準治療と比較して証明するために、時間とコスト効率の良い方法で小規模臨床試験の実施を計画していることを発表いたしました。

・当社は、SP-05の開発を一旦停止した後も、Isofol社と定期的な情報交換を継続してまいりました。今般Isofol社がSP-05の開発再開を決定し、小規模の臨床試験実施を計画している状況を踏まえ、引き続き同社と情報交換を継続すると共に、新たな非臨床試験結果の評価並びに臨床試験計画の内容も評価して、日本における開発再開並びにIsofol社が計画の中開発プログラム参画についての方針を決定しております。

上記のとおり製品開発品価値向上に努め、また損益改善を念頭とした一昨年の構造改革の成果が生じはじめ、中長期観点での企業価値向上を図りましたが、短期的損益面においては、製品販売が未だ初期段階にあるため、製品販売利益を超過する医薬品開発先行投資等を継続している状況にあります。このため、当第1四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

(売上収益、売上総利益)

売上収益は、既報のとおり、製品販売に関する新施設での製造品へ移行する空白期間中の市場での欠品防止のために旧施設製造品の在庫を当社販売パートナーが昨年度に積み増したことから、本年度前半での新施設製造品の出荷量の低減が生じており、結果ダルピマス®(SP-02)製品販売収益等により11百万円生じ、また、売上総利益は424千円となりました。

研究開発費、販売費及び一般管理費の内訳

	前第1四半期 連結累計期間(百万円)	当第1四半期 連結累計期間(百万円)	前年同期比(百万円)
研究開発費	93	76	16
販売費及び一般管理費	280	232	48
計	373	308	65
(内訳)人件費	119	102	16
業務委託費	104	86	18
減価償却費及び無形資産 償却費	126	93	33
その他	22	25	3

(研究開発費、販売費及び一般管理費、営業損益、四半期損益)

研究開発費は76百万円発生いたしました。これは主に製品原価削減に資する製造所変更への投資、ダルピマス®(SP-02)の適応拡大及び中国臨床開発の検討、SP-04動物実験、新規開発品候補への投資によるものです。販売費及び一般管理費は、前第1四半期連結累計期間と比べ48百万円減少し、232百万円となりました。売上総利益より研究開発費と販売費及び一般管理費を減じた営業損益は307百万円の損失となり、四半期損益は310百万円の損失となりました。

(資産性費用の無形資産計上と償却)

当第1四半期連結累計期間において、開発パイプラインへの投資のうち資産性を有すると認識される開発費用等はありません。当第1四半期連結累計期間のパイプラインへの投資は、研究開発費76百万円となります。Sancuso®(SP-01)及びダルピマス®(SP-02)の無形資産償却により、当第1四半期連結累計期間において83百万円の償却費が発生いたしました。

これらの結果、無形資産残高は1,033百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前第1四半期 連結累計期間(百万円)	当第1四半期 連結累計期間(百万円)	前年同期比(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	223	164	387
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	12	743	755

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは164百万円のマイナス(前第1四半期連結累計期間は223百万円のプラス)であり、税引前四半期損失318百万円が主要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは-百万円(前第1四半期連結累計期間は0百万円のマイナス)です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは743百万円のプラス(前第1四半期連結累計期間は12百万円のマイナス)です。社債発行による収入500百万円及び新株予約権行使による株式発行収入249百万円が主要因です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は、製品製造所変更、ダルピアス®(SP-02)適応拡大及び中国臨床開発の検討、SP-04動物実験、新規開発品候補等への投資を中心に76百万円発生いたしました。なお、製品開発品毎の詳細は、本日別途公表いたしました「製品開発品等の事業状況(2024年12月期第1四半期)」をご参照ください。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末と比べ478百万円増加し、2,708百万円となりました。流動資産は1,547百万円であり、そのうち現金及び現金同等物は1,319百万円、営業債権及びその他の債権は27百万円です。非流動資産は1,160百万円であり、そのうち開発投資にかかる資産計上額である無形資産は1,033百万円です。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末と比べ530百万円増加し、884百万円となりました。流動負債は837百万円であり、そのうち社債は500百万円、営業債務及びその他の債務は259百万円です。非流動負債は47百万円であり、リース負債20百万円及び繰延税金負債13百万円が主要構成要素です。

当第1四半期連結会計期間末の資本は、前連結会計年度末と比べ52百万円減少し、1,823百万円となりました。主な減少要因は、四半期損失310百万円(第1四半期連結累計損失)によるものです。

### 3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年5月15日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	182,494,010	193,494,010	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株で す。
計	182,494,010	193,494,010	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期連結会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

###### 第14回新株予約権(2024年2月15日開催取締役会決議)

決議年月日	2024年2月15日
新株予約権の数(個)	433,000(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,300,000(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額39(注)3~6
新株予約権の行使期間	自 2024年3月5日 至 2027年3月4日

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  本第14回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第14回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第14回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第14回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  本第14回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>-</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>-</p>

本新株予約権付与時(2024年3月4日)における内容を記載しています。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は43,300,000株、割当株式数(下記(注)3「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(下記(注)4「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、下記(注)3「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

下記(注)5の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額)に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたりないものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価格の修正を決議した後、下記(注)7「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除く。)をいう。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が行使価額の修正を決定した場合、行使の際に本項第(2)号に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、行使価額は修正される。

(4) 行使価額の下限

当社が行使価額の修正を決定した場合、下限行使価額は、当社普通株式1株当たり21円とする。但し、下記(注)6「行使価額の調整」の規定による調整を受ける。

(5) 割当株式数の上限

43,300,000株(2023年12月31日現在の当社発行済株式総数174,373,910株に対する割合は、24.83%)

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

913,630,000円(本項第(4)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って20取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は下記(注)9「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照)。

### 3. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の総数は、43,300,000株(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が下記(注)6「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は下記(注)6「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記(注)6「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記(注)6「行使価額の調整」第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初39円とする。但し、行使価額は下記(注)5「行使価額の修正」に定める修正及び下記(注)6「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

### 5. 行使価額の修正

- (1) 下記(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額)に修正される。
- (2) 下限行使価額は、21円とする。但し、下記(注)6「行使価額の調整」の規定による調整を受ける。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

### 6. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者との別途の合意がない限り、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に下記(注)8「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて下記(注)8「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、下記(注)8「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

#### 8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

- (1) 新株予約権の行使請求の受付場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 新株予約権の行使請求の取次場所  
該当事項はありません。
- (3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 霞が関支店

## 9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って20取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公開の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公開の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (3) 当社は、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

## 10. 権利の行使に関する事項についての所有者との間で締結した取決めの内容

当社は本新株予約権の割当先との間で、次の内容を含む本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」という。)を締結した。

## (1) 不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」という。)を合計6回まで定めることができる。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行う。各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けるものとする。但し、発行要項に基づき当社による本新株予約権の取得通知がなされた後取得日までの期間及び当社が割当先に発行した社債の未償還額が残存している場合は、不行使期間を定めることができない。

## (2) 買取請求

本買取契約には、いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の東京証券取引所における本株式の普通取引の出来高加重平均価格が、2024年2月14日の東京証券取引所における本株式の普通取引の終値の50%(21円)を下回った場合いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して下限行使価額を下回った場合、いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金が、2024年2月14日(なお、同日を含みます。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金の50%(52,755,397円)を下回った場合、東京証券取引所における本株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められている。

## (3) エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本買取契約締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、当社が割当先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされている。但し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、吸収分割、株式交換及び合併に伴う当社の株式の交付、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。)や、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合等、一定の場合を除く。

## (4) 制限超過行使

本買取契約において、当社と割当先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」という。)を制限するよう措置が講じられている。

具体的には、割当先が制限超過行使を行わないこと、割当先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当先からの転売先となる者(転売先

となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意している。

11. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項なし
12. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該本新株予約権の発行に伴い、割当先は、当社代表取締役である荒井好裕及び当社取締役である宮下敏雄より当社普通株式について借株（貸借株数上限：960,000株）を行います。割当先は、割当先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
13. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項なし

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第 1 四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

第14回新株予約権

	第 1 四半期会計期間 ( 2024年 1 月 1 日から 2024年 3 月31日まで )
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 ( 個 )	77,501
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 ( 株 )	7,750,100
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 ( 円 )	32.41
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 ( 百万円 )	251
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 ( 個 )	77,501
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 ( 株 )	7,750,100
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 ( 円 )	32.41
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 ( 百万円 )	251

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年1月1日～ 2024年3月31日 (注)	8,120,100	普通株式 182,494,010	129	1,726	129	2,037

(注) 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## ( 6 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 182,481,400	1,824,814	-
単元未満株式	普通株式 12,610	-	-
発行済株式総数	182,494,010	-	-
総株主の議決権	-	1,824,814	-

「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式414,200株(議決権4,142個)が含まれています。「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式10株が含まれています。

## 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しています。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けています。

## 1【要約四半期連結財務諸表】

## (1)【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
<b>資産</b>			
流動資産			
現金及び現金同等物		728	1,319
営業債権及びその他の債権		67	27
棚卸資産		122	143
その他の流動資産		58	57
流動資産合計		976	1,547
非流動資産			
有形固定資産		21	21
使用権資産		60	53
無形資産	7	1,117	1,033
持分法で会計処理されている投資		6	5
その他の非流動資産	10	46	47
非流動資産合計		1,252	1,160
資産合計		2,229	2,708
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		213	259
社債	8	-	500
リース負債		33	33
その他の流動負債		45	44
流動負債合計		293	837
非流動負債			
繰延税金負債		22	13
リース負債		27	20
その他の非流動負債		10	14
非流動負債合計		61	47
負債合計		354	884
<b>資本</b>			
資本金	9	1,596	1,726
資本剰余金	9	1,657	1,774
利益剰余金		1,336	1,646
自己株式		69	66
その他の資本の構成要素		26	35
資本合計		1,875	1,823
負債及び資本合計		2,229	2,708

## (2) 【要約四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
売上収益	6	220	11
売上原価		91	11
売上総利益		128	0
研究開発費		93	76
販売費及び一般管理費		280	232
営業利益(損失)		245	307
金融収益		0	0
金融費用		0	10
持分法による投資損益(は損失)		1	0
税引前四半期利益(損失)		247	318
法人所得税費用		6	8
四半期利益(損失)		241	310
四半期利益(損失)の帰属 親会社の所有者		241	310
1株当たり四半期利益(損失)	11		
基本的1株当たり四半期利益(損失) (円)		1.44	1.78
希薄化後1株当たり四半期利益(損失) (円)		1.44	1.78

## (3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
四半期利益(損失)		241	310
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		3	10
小計		3	10
その他の包括利益合計		3	10
四半期包括利益		237	300
四半期包括利益の帰属：			
親会社の所有者		237	300

## (4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			資本合計
						在外営業活動体の外貨換算差額	新株予約権	合計	
2023年1月1日残高		1,436	1,500	223	70	15	3	19	2,662
四半期包括利益									
四半期利益(損失)		-	-	241	-	-	-	-	241
その他の包括利益		-	-	-	-	3	-	3	3
四半期包括利益合計		-	-	241	-	3	-	3	237
所有者との取引額									
新株予約権の行使		-	-	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	-	-	-	-	-	-	-
2023年3月31日残高		1,436	1,500	464	70	19	3	22	2,424

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			資本合計
						在外営業活動体の外貨換算差額	新株予約権	合計	
2024年1月1日残高		1,596	1,657	1,336	69	25	1	26	1,875
四半期包括利益									
四半期利益(損失)		-	-	310	-	-	-	-	310
その他の包括利益		-	-	-	-	10	-	10	10
四半期包括利益合計		-	-	310	-	10	-	10	300
所有者との取引額									
新株予約権の行使	9	129	119	-	-	-	-	-	249
新株予約権の消却		-	-	-	-	-	1	1	1
自己株式の処分		-	-	-	2	-	-	-	2
株式報酬取引		-	2	-	-	-	-	-	2
所有者との取引額合計		129	117	-	2	-	1	1	247
2024年3月31日残高		1,726	1,774	1,646	66	35	-	35	1,823

## (5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益(損失)		247	318
減価償却費及び無形資産償却費		126	93
金融収益		0	0
金融費用		0	10
持分法による投資損益(は益)		1	0
営業債権及びその他の債権の増減額		332	40
棚卸資産の増減額		41	20
営業債務及びその他の債務の増減額		45	32
その他		8	1
小計		226	163
利息の受取額		0	0
利息の支払額		0	0
法人所得税の支払額又は還付額(は支払)		2	0
営業活動によるキャッシュ・フロー		223	164
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入	8	-	500
新株の発行による収入	9	-	249
新株予約権の取得による支出		-	1
リース負債の返済による支出		12	8
その他		-	3
財務活動によるキャッシュ・フロー		12	743
現金及び現金同等物の増減額		210	579
現金及び現金同等物の期首残高		803	728
現金及び現金同等物に係る換算差額		2	11
現金及び現金同等物の四半期末残高		1,016	1,319

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ソレイジア・ファーマ株式会社（以下、「当社」という。）は、日本に所在する企業であり、本社の住所は東京都港区です。

当社グループは、医薬品等の開発及び販売を主な事業としています。

当社グループは、当社と当社の子会社並びに関連会社に対する持分により構成されています。

要約四半期連結財務諸表は、2024年5月15日に代表取締役社長荒井好裕及び取締役CFO管理本部長宮下敏雄によって承認されています。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定的基础

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「3. 重要性がある会計方針」に記載されているとおり、公正価値で測定する金融商品を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社グループの機能通貨である日本円で表示しています。日本円で表示しているすべての財務情報は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

3. 重要性がある会計方針

当社グループの要約四半期連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループの要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用、収益、費用、資産及び負債の報告金額並びに偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことを要求されています。しかし、これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

5. 事業セグメント

当社グループの事業内容は医薬品等の開発及び販売であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントは医薬品事業単一となっています。

6. 売上収益

当社グループの地域別の売上収益を顧客の所在地を基礎として分解しております。当第1四半期連結累計期間の売上収益は中国その他 - 百万円、日本11百万円です（前第1四半期連結累計期間は中国その他219百万円、日本0百万円）。

## 7. 無形資産

無形資産の取得原価、償却累計額の増減及び帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)		
	製品関連無形資産		合計
	自己創設 無形資産	その他	
取得原価			
1月1日の残高	1,805	2,919	4,725
取得	-	-	-
開発投資による増加	-	-	-
3月31日の残高	1,805	2,919	4,725
償却累計額			
1月1日の残高	1,760	1,847	3,608
償却費	44	38	83
3月31日の残高	1,805	1,886	3,692
帳簿価額			
1月1日の残高	44	1,072	1,117
3月31日の残高	-	1,033	1,033

(注) 製品関連無形資産の「その他」のうち、主なものはライセンス導入契約に係る一時金等の支出です。  
製品関連無形資産の償却期間は5～12年です。

## 8. 社債

当第1四半期連結累計期間において、2024年3月に普通社債500百万円(年利1.00%、償還期限2027年3月)を発行し、2024年5月2日に全部の期限前償還を完了しています。

## 9. 資本

当第1四半期連結累計期間において、新株予約権の一部について権利行使があり、8,120,100株を発行し、129百万円を資本金に、119百万円を資本剰余金にそれぞれ組み入れています。

## 10. 金融商品

## 公正価値の測定方法

公正価値の測定方法は次のとおりです。

## 償却原価で測定する金融資産のうち営業債権及びその他の債権

主として短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

## 償却原価で測定する金融資産のうち非流動資産

前連結会計年度 (2023年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)	
帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
46	46	47	46

将来キャッシュ・フローを現在の市場利子率で割り引いた現在価値等で算定しています。なお、公正価値のヒエラルキーはレベル2に該当します。

## 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

## 償却原価で測定する金融負債

主として短期間で決済、償還されるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

## 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり分類しています。

レベル1：活発な市場における相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の直接又は間接的に観察可能なインプットにより測定された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

当第1四半期連結累計期間において、公正価値のヒエラルキーのレベル間の資産又は負債の振替はありません。

11. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益（損失）の算定上の基礎は次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
親会社の普通株主に帰属する利益（損失）		
親会社の所有者に帰属する四半期利益（損失） （百万円）	241	310
親会社の普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
親会社の普通株主に帰属する四半期利益（損失） （百万円）	241	310
期中平均普通株式数（株）	167,966,100	174,044,528

前第1四半期連結累計期間、当第1四半期連結累計期間においては希薄化後1株当たり四半期利益（損失）は、ストック・オプション及び株式給付信託が逆希薄化効果を有するため、基本的1株当たり四半期利益（損失）と同額にて表示しています。

12. 関連当事者

該当事項はありません。

13. 重要な後発事象

（社債の期限前償還）

2024年3月4日に発行した第3回普通社債（発行総額500百万円）については、第14回新株予約権の一部行使による払込資金を原資として、2024年5月2日に全ての期限前償還を完了しています。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月15日

ソレイジア・ファーム株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	河合 秀敏
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 博靖

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソレイジア・ファーム株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ソレイジア・ファーム株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、

四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。